

伊勢市議会のあり方調査特別委員会企画調整部会及び分科会の設置に関する要綱

(設置)

第1条 市民に開かれた議会のあり方に関する事項についての調査又は検討を具体的かつ詳細に行うため、伊勢市議会会議規則（平成17年伊勢市議会規則第1号）第100条の規定に基づき、議会のあり方調査特別委員会（平成28年7月 日設置。以下「特別委員会」という。）に企画調整部会及び分科会を置く。

(企画調整部会の所掌事務)

第2条 企画調整部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 特別委員会及び分科会の運営方法の検討に関すること。
- (2) 分科会間の連絡調整に関すること。
- (3) その他特別委員会委員長が必要と認める事項に関すること。

(企画調整部会の組織等)

第3条 企画調整部会は、委員8人で組織し、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 特別委員会委員長
- (2) 特別委員会副委員長
- (3) 第5条第3項に規定する分科会の会長及び副会長 6人

2 企画調整部会の部会長及び副部会長は、特別委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

3 企画調整部会の部会長は、企画調整部会を代表し、会務を総理する。

4 企画調整部会の副部会長は、企画調整部会の部会長を補佐し、企画調整部会の部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(企画調整部会の会議)

第4条 企画調整部会の会議は、企画調整部会の部会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 企画調整部会は、必要があると認めるときは、企画調整部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分科会)

第5条 分科会は、次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 条例等検討分科会 議会基本条例骨子、議員倫理条例骨子案及びその他の具体的検討項目に関すること
- (2) 広報検討分科会 議会だより、ホームページ及びその他議会の情報を発信する広報に関すること
- (3) 広聴検討分科会 議会アンケート、広聴機能のあり方、議会報告会及びその他市民の意見を聴く広聴に関すること

2 分科会は、1分科会につき委員9人で組織する。

3 分科会ごとに分科会会長及び分科会副会長各1人を置き、分科会会長及び分科会副会長は、委員の互選とする。

4 分科会の会議は、分科会会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

5 分科会副会長は、分科会会長を補佐し、分科会会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 分科会は、必要があると認めるときは、分科会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 企画調整部会及び分科会の委員の任期は、特別委員会の設置期間と同一の期間とする。

(報告)

第7条 分科会会長は、分科会において検討した事項、活動等の経過及び結果を特別委員会に報告しなければならない。

(会議録の取扱い)

第8条 企画調整部会及び分科会の会議録は、要点記録とし、公開する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、企画調整部会及び分科会の運営に関し必要な事項は、特別委員会委員長が特別委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月13日から施行する。